



アラブ首長国連邦における銀行の制度的枠組みと
イスラーム金融の位置づけ

Framework for Banking Systems
and the Position of Islamic Banking in the UAE

川村 藍 Ai Kawamura

Kyoto Working Papers on Area Studies No.125
(G-COE Series 123)

January 2012

このグローバル COE ワーキングペーパーシリーズは、下記 G-COE ウェブサイトで閲覧する事が出来ます
(Japanese webpage)

http://www.humanosphere.cseas.kyoto-u.ac.jp/staticpages/index.php/working_papers

(English webpage)

http://www.humanosphere.cseas.kyoto-u.ac.jp/en/staticpages/index.php/working_papers_en

©2012

〒606-8501

京都市左京区吉田下阿達町 46

京都大学東南アジア研究所

無断複写・複製・転載を禁ず

ISBN 978-4-901668-98-9

論文の中で示された内容や意見は、著者個人のものであり、
東南アジア研究所の見解を示すものではありません。

このワーキングペーパーは、JSPS グローバル COE プログラム (E-4) :
生存基盤持続型の発展を目指す地域研究拠点 の援助によって出版されたものです。

アラブ首長国連邦における銀行の制度的枠組みと イスラーム金融の位置づけ

川村 藍

Kyoto Working Papers on Area Studies No.125
JSPS Global COE Program Series 123
In Search of Sustainable Humanosphere in Asia and Africa
January 2012

アラブ首長国連邦における銀行の制度的枠組みと

イスラーム金融の位置づけ

川村 藍**

Framework for Banking Systems and the Position of Islamic Banking in the UAE

Ai Kawamura**

The aim of this paper is to describe the formation of Islamic banks and analyze the banking system in the United Arab Emirates (UAE). The paper will mainly focus on the provisions and the governing system in the UAE.

The UAE is now one of the major financial centers in the Gulf countries, which are located in the southern part of the Arabian Gulf and are members of the Gulf Cooperation Council of the Arab States (GCC). The Members include the following six countries, Bahrain, Kuwait, Saudi Arabia, Oman, Qatar, and the UAE. In the UAE, Islamic finance has been in place since 1975, and recently this industry has begun growing rapidly.

Two aspects constitute the nature of Islamic Banks; they are based on the model of modern finance as well as represent Islamic, Shari'a-based institutions. At the same time, the formation of Islamic banking is complex, as the general financial system in the UAE had been dominated by the conventional, non-Islamic system.

Therefore, the second chapter will discuss the legislation for the general financial system of the UAE. Here, we will analyze how the Central Bank of UAE deals with the financial institutions and governs banks. In addition, we will discuss the other legislations that legalize banking transactions.

In the third chapter, this paper will deal how Islamic banks are governed in the UAE law by analyzing the special law legislating Islamic finance. In the last chapter, the paper will analyze the position of Islamic banking in the UAE banking system.

1. はじめに

本稿の目的は、アラブ首長国連邦（UAE）の金融制度の中でも、銀行制度に着目し、イ

** 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科
日本学術振興会特別研究員 DC
kawamura@asafas.kyoto-u.ac.jp

スラーム銀行が既存の法体系の中でどのように位置づけられているのか検証することである。特に、条文や規制監督制度などといった法的側面に焦点をあてる。UAE はアブダビ、ドバイ、シャルジャ、アジュマーン、ウンム・アル=カイワイン、ラアス・アル=ハイマ、フジャイラの7つの首長国によって構成される。各首長国は独立した管轄権を有しており、7つの首長国全体に適用される連邦法と各首長国が個別に制定し、首長国内にだけ限定して適用される首長法がある。本稿は中でも、UAE 国内の金融市場を包括的に捉えるために、連邦法が適用される分野に着目する。

UAEにおける金融市場は 2000 年代以降急速に発展し、他の湾岸諸国と同様に銀行業が金融市場の中心的産業として位置づけられている¹。UAEの銀行業における資産規模は湾岸諸国の中で最も大きい²。また、イスラーム法との整合性が求められるイスラーム金融の商業実践が 1975 年からドバイで展開され、新たな金融市場として台頭してきた。しかし、イスラーム金融はイスラーム法との整合性から、従来型金融とはスキームが異なる。そのため、イスラーム金融を既存の法制度の中で扱うことは、場合によっては、違法行為にあたる可能性がある。具体的には、従来型金融の規制監督を前提とした商法や銀行法などの法制度では、銀行が顧客のために物品の購入といった売買行為をすることは禁じられている。そのため、イスラーム金融の資金調達手段であるムラーバハ取引のスキームは、銀行の禁止行為にあたる売買取引に類似しているため、既存の法制度だけでは活用することが困難である³。

以上のことを受けて、本稿は、イスラーム銀行が UAE の金融制度においてどのように位置づけられているのか明らかにするため、UAE の金融制度を概観し、その中におけるイスラーム銀行に関わる制度的枠組みを示す。まず、第 2 節では、UAE の金融機関が法的にどのように位置づけられているのかを示し、UAE の中央銀行による金融監督制度を考察する。続く第 3 節では、イスラーム銀行を含めたイスラーム金融の市場規模を示し、イスラーム銀行の法的な位置づけといった制度的枠組みを分析する。

2. UAE における銀行制度

1) UAE の中央銀行

1973 年にUAE通貨庁が通貨の統一を目的に設立されていたものの、中央銀行が 1980 年に

¹ UAE、カタール、クウェート、サウディアラビア、バハレーンやオマーンを含む湾岸諸国の経済産業において金融市場は石油市場と比較して小さいものの、金融部門の中でも銀行部門が最も発達していることが指摘されている[齋藤 2009: 31-32]。

² Augustine, B.D. 2011 (Oct 24). “Growing in good and bad times,” *Gulf News* より

³ ムラーバハは車や不動産購入の際に商品の売買契約で利用されるイスラーム金融取引である。イスラーム銀行が売り手と買い手の仲介をすることから、従来型金融のローン契約における銀行と異なる役割を担う。従来型金融では、銀行は資金提供をするものの、顧客が購入する商品の売買には関わらない。しかし、イスラーム銀行では、顧客から商品の購入の依頼を受け、イスラーム銀行が売り手から商品を購入し、それを買い手に事前に決定したマークアップや上乗せの利潤を付した金額で顧客に販売する。

設立されるまで、実質的な金融政策は各首長国が個別に対応していた⁴。それまでは中央銀行による認可制度ではなく、首長国の首長による承認によって、銀行業をはじめとする金融事業を行うことができた。この方法で銀行業を開始した顕著な例が、ドバイ国民銀行（National Bank of Dubai）である⁵。1980年連邦法第10号（以下、中央銀行法）が制定されたことで、7つの首長国全体の金融政策や通貨政策を行うUAE中央銀行が設置された。これにより、それまで各首長国が個別に行っていた金融政策を、中央銀行が統一して行うようになった。

以下では、UAE国内の銀行制度を把握するために、中央銀行の組織構造をみる。UAE中央銀行は、金融機関として認可している8つ業態を規制監督の対象としている。これらの金融機関はイスラームの金融機関も含まれている。中央銀行の組織構造は、本店の部局課がそれぞれ7つの局、7つの課、7つのユニットとリスク部局によって構成されている。本店組織の位置づけは、金融政策や通貨政策など全体的な政策に携わる「局」、中央銀行内部及び渉外関係を「課」が担当し、個別の政策や戦略を扱う「ユニット」に分かれている。それぞれの役割については以下の表1～3にまとめたとおりである。

⁴ UAE通貨局は1973年連邦法第2号を法的根拠として設立された。1971年にUAEが建国されてから当時、統一された通貨がなく、パハレーンのディルハム、カタールとドバイのリヤルが混在して使用されていた。そのため、UAE通貨局は通貨の統一を使命とし、1ディルハムにつき、1リヤル（カタールとドバイ両方）または10ディルハムで交換することを主な役割であった。その後、IMFの協力で銀行業の統計などを扱うようになり、次第に金融政策に通貨局が関わるようになるものの、UAE通貨局はUAE全体の金融政策に関わる権限がなかったため、通貨交換以外の事業についてあまりすすめていなかったといわれている[CBUAEa]。

⁵ ドバイ国民銀行は、1960年までドバイで英国人などの外国人居住者に対するサービスを提供してきたグリンドレーズ銀行とクウェート国民銀行の働きかけで設立された[Wilson 1983: 121]。

表 1 中央銀行本店の部局とその役割

部局の名称	役割
銀行監督審理局（Banking Supervision and Examination Department, BSED）	地方銀行、外資系銀行の支店と代理店、両替商、金融会社、証券会社や金融機関向けのコンサルタント会社などを含んだ金融機関の健全性について監督する役割を持つ。BSED の業務は主に、規制監督の基準を設定、金融機関が基準を遵守しているか監督している。くわえて、BSED は国際決済銀行（Bank for International Settlements, BIS）や国際通貨基金（International Monetary Fund, IMF）などといった国際的な規制監督機関との連携を取っている。
銀行業務局（Banking Operations Department）	銀行券の発行はこの局の監督下にある。この局の特徴は、貨幣や証券などの発行に伴う偽造防止技術の向上とセキュリティ確保に努めていることである。また、様々な国家の記念日に対して金貨や銀貨の記念貨幣も発行し、UAE における財務の調達状況と UAESWITCH（表 2 にて説明）の監督を行う。
調査統計局（Research and Statistics Department, RSD）	通貨や銀行に関わる統計を扱う部局で、中央銀行の年次報告書、経済や統計の公報を発行している。
文書局（Administrative Affairs Department, AFD）	物品調達、資料・図書の保管、警備などを行う
金融統制局（Financial Control Department's）	中央銀行の金融政策に関して監視、統制及び報告を行う部局であり、監査部門、財務オペレーション部門と経営情報部門の 3 つの部門によって構成されている。
財務局（Treasury Department, TD）	中央銀行準備金の調整を行う部局であり、商業銀行への支払準備金、貨幣の流通、インフレーション対策、連邦政府への資金調達などを担っている。
検査局（Internal Audit Department, IAD）	中央銀行及び商業銀行の会計監査、情報システムのセキュリティ確保、中央銀行が各機関が法令や規則に違反していないか監督などを実施している。また、各月ごとに総裁に会計監査の結果を報告することが求められている。

〔出典〕〔CBUAEC〕をもとに筆者作成

表 2 中央銀行本店の課とその役割

課の名称	役割
情 報 技 術 課 (Information Technology Divisions)	中央銀行のマニュアル・システムとこれらのオートメーションについての研究、オートメーションを目的としたソフトウェアの開発及び発展といった情報システム関係を担当する。
人事課 (Personnel Division)	職員給与や福利厚生、人事制度の整備、新人研修などといった人材開発に携わる。
国 際 銀 行 課 (Correspondence Banking Division)	コレスポンデントをはじめ、国内外に関わる金融分析を行い、国際的な信用リスクに関する情報収集、中央銀行が扱ってきた国際的に展開する銀行や機関に関する資料収集を行っている ⁶ 。
情報課 (Public Relations Division)	1993 年以降独立機関として設置された課で、主に公報、中央銀行に関わる情報、社会活動やスポーツ大会の指揮をとる。
総 合 書 記 及 び 法 務 課 (General Secretariat and Legal Affairs Division)	取締役会や執行委員会の書記事務、役員、総裁や中央銀行の他局への法律分野に関わる助言を行う。
UAE SWITCH Division	中央銀行が電子 SWITCH 計画を実行する時に設置された。
総 裁 担 当 課 (Governor's Office Division)	総裁の職務を円滑に行うために、国内外から受けた投書への返信の英訳及びアラビア語訳、アラブと海外の中央銀行が関わった事例の保持及びこれらの銀行に関わる最新情報の収集、総裁のインタビューや出席される会合などの管理、取締役会、湾岸協力会議 (GCC) 総裁会議、アラブ諸国の総裁との会議や IMF との会合について情報管理を行う。

[出典] [CBUAEC] をもとに筆者作成

⁶ コレスポンデントは一般的に銀行が海外で事業を拡大するにあたって、外国の銀行と提携し、業務上の便宜をはかる仕組み。

表 3 中央銀行本店のユニットとその役割

ユニットの名称	役割
反マネー・ロンダリング及び調査 機 関 ユ ニ ッ ト (Anti-Money Laundering and Suspicious Cases Unit)	2001 年の国連安全保障理事会決議 1373 と IMF 執行部 決議 144 号を実行するために、設置された機関である。 テロリストとの関係が疑わしい個人や組織の口座を捜 査し、見つけ次第凍結することを目的とする。金融機 関の国際的な連携を掲げたエグмонт・グループ (Egmont Group) に 2002 年に加盟した。
IT プロジェクト・ユニット (IT Projects Unit)	中央銀行戦略を実施するときに関わってくる IT プロジ ェクトを担当する。IT プロジェクトは総裁が中心とな った最高幹部による IT 委員会によって導かれ、金融取 引の利便化を目的とする。
戦略ユニット (Strategy Unit)	中央銀行のプレゼンスを良くするために、中央銀行の 関係部局課がプロジェクトに連携して取り組むために調 整、関係部局課の実績や計画を検討し、定期的に総裁 へ報告する。また、総理大臣室、省庁、連邦当局や地 方当局と中央銀行の連携を調整する。
立法開発ユニット (Legislative Development Unit)	経済、金融や銀行に関わる法律の再審理及び更新の提 案を行う機関である。
銀行業及び通貨統計ユニット (Banking and Monetary Statistics Unit)	銀行業及び通貨に関わる統計を収集する機関である。
金 融 安 定 ユ ニ ッ ト (Financial Stability Unit)	2008 年に設立された部署で、UAE国内全体の金融制度 に焦点をあてて、金融リスクの理解促進、銀行業や通 貨制度の統計を再調査または分析する。また、システ ミック・リスクの処理を推進している ⁷ 。
ベンチマーキング・ユニット (Benchmarking Unit)	リスクの低い債権や理想の利回り曲線に近づくための ベンチマークを設定している。

[出典] [CBUAEc] をもとに筆者作成

⁷ システミック・リスクとは、債権・債務関係にある金融機関が支払不能やコンピューターシステムの障害などによっ
て、決済上の事故が連鎖的にほかの金融機関に波及し、決済システム全体が機能麻痺に陥るリスクを総称してい
う。

本店組織には更に、近年の金融政策を施行する目的で新たに設立されたUAESWITCH課など独自の機関が存在する。UAESWITCH課は、IT技術を取り入れることで、金融取引をより身近なものとする電子SWITCH計画を推進することを目的としている⁸。リスク部局は1982年から、金融機関が円滑に事業を行うために、顧客の情報を金融機関全体が共有できる情報網である「リスク局商業信用システム (Risk Bureau Commercial Credit System)」を構築し、顧客の返済状況をデータベース化した「小切手返済確認システム (Returned Cheque System)」の運営管理を行っている。

2011年現在の中央銀行はアブダビに本店を置き、ドバイ、シャルジャ、ラス・アル=ハイマ、フジャイラ、アルアインの5箇所で支店を配置している。この5つの支店は主に、インターバンクの監査や行政事務、インターバンクの調整役を担っている。

2) UAE の金融機関

UAE の金融機関は、中央銀行、商業銀行、投資銀行、証券会社、金融機関のためのコンサルタント会社、両替商、金融会社、金融及び通貨取引の仲介企業、代理店等からなる。中央銀行の構造については次項に述べるとしてここでは、中央銀行が他の金融機関をどのように規定したのかについて焦点を絞る。

金融機関の法的規定に入る前に、金融機関を含めたUAEで商取引を認められている会社組織について触れる。1984年連邦法第8号（以下、会社法）第5条において、UAE国内で事業を展開できる会社の定義として7つ挙げている。この7つとは、合名会社（General Partnership Company）、株式有限責任会社（Partnership Limited by Shares Company）、有限責任会社（Limited Liability Company）と株式会社（Public Joint Stock Company、P J S C）の他に、会社設立に当たっての構成の違いによって区別される単純合資会社（Simple Limited Partnership Company）、共同会社（Joint Participation Company）や私的株式会社（Private Joint Stock Company）からなる⁹。UAEの金融機関のうち銀行は、これらの中でも特に株式会社か有限責任会社の形態をとることが一般的である。それぞれの会社についての設立要件は表4のようになっている。

⁸ 電子 SWITCH 計画は現金の引出、残高照会や販売時点情報管理システム(POS)のサービスを提供するために、ATMの利用などで金融取引の電子化促進を目的として1996年から実施されている[CBUAEEa]。その後2005年にATMの設置数を第一四半期には1451台設置し、2010年の第四四半期には3758台ものATMを設置した[CBUAEEb]。

⁹ 各会社の設立に必要な資産規模や役員の構成などについての詳細は[JETRO 2009]を参照。

表 4 会社法で規定される会社形態

会社形態	設立要件
合名会社	「合名会社は、2 名以上の出資者によって構成される」(23 条) 「出資者（及び社員）は UAE 国民でなければならない」(25 条) 「全ての出資者（及び社員）は会社の責任を連帯し、資産も全て保有する。いかなる合意も他方の不利益になってはならない」(30 条)
単純合資会社	「単純合資会社は、1 名以上の会社資産全体に責任を持つ出資者に加えて、会社の債務に対して出資した分の責任を負う匿名社員 1 名以上によって構成される」(47 条) 「出資者はすべて UAE 国民でなければならない」(48 条)
共同会社	「共同会社は、2 名以上の出資者もしくは一方の名のもとで行う事業において生じる損益を分配する会社である」(56 条) 「共同会社は社債や流通証券を発行することはできない」(60 条)
株式会社	「資産が有価証券によって構成される会社を全て株式会社とし、出資者は出資した割合に合わせて責任を負う」(64 条)
私的株式会社	「私的株式会社は 3 名以上の出資者により設立され、株式は公開発行されず、200 万ディルハム以上の資産によって構成される」(215 条)
有限責任会社	「有限責任会社とは出資者が 50 名から 2 名から構成される会社である。各出資者は、出資配分に応じて経営に責任を持ち、出資者の配分は流通証券としての形式をとらない」(218 条) ¹⁰
株式有限会社	「株式有限会社は、会社の経営に関わる資産全てに対して責任を持つ連帯債務者と出資割合に応じた株式の保有者によって構成される」(256 条)

[出典] 会社法及び [JETRO 2009] をもとに筆者作成

会社法第 22 条では、会社設立にあたって資産の 51%以上は UAE 国民が保有することを明記しており、出資者全員が UAE 国民であることを規定された合名会社と単純合資会社以外の会社はこの規定に当てはまる。この他、UAE 国内で営業する国内銀行と外国銀行を規定する法的枠組みとして、中央銀行法と中央銀行取締役会決議がある。中央銀行法は法的拘束力があり、中央銀行が自身を含む金融機関をどのように規制監督すべきか規定されて

¹⁰ これらの会社形態のうち、ドバイ金融センター以外で外資系企業が事業を展開するには、会社設立に UAE 国民が参加することが条件となっていることから、有限責任会社の形態をとることが一般的となっている [JETRO 2009]。

いる。以下では、中央銀行の管理下でどのような金融機関が営業されているのか、会社法、中央銀行法及び中央銀行取締役会決議の規定をもとに検証する。

中央銀行法第 5 条において中央銀行の設立目的が「通貨制度や金融制度に関わる政策を指導し、国家の経済を支え、通貨の安定を維持するために、国家政策に従いながら、これらの政策の実行を監督する」と規定され、中央銀行が UAE 国内の金融を規制監督することが明記されている。中央銀行法において「商業銀行」に関する規定は第 78 条から 112 条にかけて明記されている。条項の内容は、以下の表 4 のようになっている。

表 5 商業銀行に関する規定

条項	内容
第 78 条～第 82 条	商業銀行の設立要件
第 83 条～第 89 条	営業の登記と営業資格剥奪について
第 90 条～第 93 条	商業銀行業務上の禁止行為
第 94 条～第 100 条	中央銀行による商業銀行の監督制度
第 101 条～第 107 条	中央銀行への業務報告
第 108 条～第 111 条	銀行の流動性確保
第 112 条	中央銀行への業務報告がなされなかった際の罰則

[出典] Union Law No (10) of 1980 Concerning the Central Bank, the Monetary System and Organization of Banking をもとに筆者作成

中央銀行法第 78 条第 1 項で、商業銀行は、顧客から通知預金、定期預金もしくは、債券や預金証書といった形式で要求される資金を一部ないし全てを扱う機関であり、小切手の発行、公社債や民間債への投資、外国為替や貴金属の取引、その他の法令や銀行業の慣習として行われる取引を運営する機関と定義されている。エミレーツ銀行協会 (Emirates Banks Association) の統計によると、UAE で事業を展開している 51 行の商業銀行のうち、およそ 23 行が UAE の現地資本で設立されたものであり、28 行は外資系の商業銀行となっている [EBAa 2010: 25]。表 5 において、UAE の民間資本及び政府資本を含む現地資本によって設立された銀行と外資系銀行を分類した ¹¹。

¹¹ 銀行設立にあたって、現地資本の銀行部門が政府資本と民間資本のいずれによって担われてきたか[長岡 2010]にて論じられているが、ここでは UAE の銀行として政府資本と民間資本のいずれも含めた現地資本で設立された銀行として位置づけ、外国で登記され、外資で設立された銀行を外資系銀行に分類した。

表 6 UAE の商業銀行

現地資本によって設立された銀行	外資系銀行
Abu Dhabi Commercial Bank Abu Dhabi Islamic Bank Ajman Bank Al Hilal Bank Arab Bank for Investment & Foreign Trade (Al Masraf) Bank of Sharjah Commercial Bank of Dubai Crédit Agricole-Corporate and Investment Bank Dubai Islamic Bank Dubai Bank Emirates Islamic Bank Emirates NBD Bank First Gulf Bank Invest Bank Mashreq Bank National Bank of Umm-Al Qaiwain National Bank of Abu Dhabi National Bank of Fujairah Noor Islamic Bank Sharjah Islamic Bank RAKBANK (The National Bank of Ras Al-Khaimah) United Arab Bank Union National Bank	Al-Ahli Bank of Kuwait Al Khalaiji-France Arab Bank Arab African International Bank Banque Misr Barclays Bank Bank Saderat Iran Bank of Baroda Bank Melli Iran Blom Bank France S.A BNP Paribas Commercial Bank International Citibank N.A. Doha Bank El Nilein Bank Habib Bank Limited Habib Bank AG Zurich HSBC Bank Middle East Limited Janata Bank Limited Lloyds TSB Bank National Bank of Oman National Bank of Kuwait National Bank of Bahrain Rafidain Bank Samba Financial Group Standard Chartered Bank The Royal Bank of Scotland N.V. United Bank Limited (アルファベット順)

[出典] 中央銀行及び [EBAa 2010] をもとに筆者作成

「投資銀行」に関する規定は、1988 年に出された中央銀行取締役会決議 No.21/2/88 によって、設けられている。この決議の第 1 条において、中央銀行が定義する投資銀行は、一般的にホールセールと呼ばれ、証券業務、投資事業や中長期のローンを扱う機関やのことである。同様に、中央銀行法第 3 章第 113 条第 1 項において「投資銀行とは、一般的にインベストメント・バンカー、開発銀行、中長期の資金を扱う銀行と呼ばれるもので、中央銀行法第 78 条の商業銀行に関する規定と区別され、2 年以内に取引される預金を除くもの」と規定されている。同条項の第 2 項と中央銀行理事会決議の第 2 条では、投資銀行の役割は、新たな事業を促進し、会社の資産や中長期のローンを提供することで、既存の事業への金融取引の発展に寄与することであると規定されている。投資銀行は、2009 年 12 月末時点で、アラブ・エミレーツ投資銀行と HSBC ファイナンシャル・サービスの 2 行が UAE で営業していた。

「証券会社」は、中央銀行取締役会決議 No.168/8/94 によって、証券会社に関連した基準や投資家保護を国際的なスタンダードに適合させるための規定を設けた。証券会社の業務

として、中央銀行取締役会決議 No.168/8/94 の第 2 条において以下の 5 つが列挙されている。

1. 投資用の口座開設及び有価証券の運用を個人又は法人の依頼で行う
2. 投資のためのプロジェクト、配当額のマーケティングや株式会社の配当についての分析を行う
3. 投資信託基金の立上及び運用を行う
4. 投資基金の立上及び運用、信託の受託者として委託者から利益の運用を行う
5. 会社の資産やシンジケートローンの引受

証券会社の設立は、中央銀行取締役会決議 No.168/8/94 の第 8 条において最低 2500 万ディルハムの資産を有した法人格であることが求められている。ここでいう法人格は、会社法に規定してある共同会社と同等に扱うこととなっている。共同会社を含め詳細は後述するが、証券会社の会社形態としては共同会社の他に、会社法に定められている有限責任会社や株式会社の形態を取る会社などさまざまである。

「金融機関向けコンサルティング会社」は、証券会社と同じ中央銀行取締役会決議 No.164/8/94 おいて、定義されている。金融機関向けコンサルティング会社は、金融に関する事業の分析、事業戦略の提示などといったサービスを提供する機関であり、金融取引に関わる情報提供を主に行うため、直接金融取引を行う機関ではない。金融機関向けコンサルティング会社の設立要件は、UAE 国民が個人で立ち上げるか、会社法に規定してある会社形態の要件を満たすもので、有限責任会社の形態を選択した場合は、5 億ディルハムの資本を有すれば可能であると中央銀行取締役会決議 No.164/8/94 で示されている。中央銀行法には個別に金融機関向けコンサルティング会社について明記した条項はない。しかし、その他の金融機関と同じく、中央銀行法第 114 条から第 119 条の金融機関に分類されると考えられる。

「両替商」は、交易や様々な国々からの労働者を抱える UAE にとって欠かせない存在である。外国人労働者が増加し、海外への送金などの需要が高まり、2010 年 12 月末時点で 114 もの両替商が中央銀行に届け出ている。拡大する両替商ビジネスを規制するために、中央銀行取締役会決議 No.123/7/1992 が発行され、この決議は両替商の新たな規制監督制度として位置づけられている。中央銀行法には両替商に関する規定はないが、証券会社と同様に中央銀行法における金融機関として扱われると考えられる。中央銀行の 2010 年度の報告書によると 2010 年末で 114 店もの両替商が UAE 国内で事業を展開し、それらのもとに 562 店の支店が UAE 国内で営業している。

「金融会社」は、顧客の依頼により金融取引を代行する機関である。中央銀行取締役会決議 No.58/3/96 及び中央銀行取締役会決議 No.165/6/2004 によって、従来型金融とチャリールに適合した金融会社の双方が中央銀行の管轄下にあることが明記された。金融会社を明記した中央銀行法の規定はないが、証券会社、両替商と同様の金融機関として扱われることが考えられる。

「金融及び通貨取引の仲介業者」は、外国為替、債権取引の売買や通貨市場における取

引を仲介する機関である。中央銀行取締役会決議 No.126/5/95 によって、仲介業者には UAE 国民によって設立され、資金の 60%をこの個人が所有することが設立要件として決議に規定されている。中央銀行法第 120 条においても、この決議と同様に、金融及び通貨取引の仲介業者は、金融機関とは異なる個人もしくは法人であり、以下の要件のいずれかを満たすものと規定されている。

1. 現金、小切手、全ての貨幣及びトラベラーズ・チェックなどによる外国為替のディーラーを専門として行うもの
2. 株式仲買人や代理人として国内外の為替や債券の取引を国内の事業者もしくは、外国機関の代理として行うもの

最後に、「外国銀行の代理店」は、中央銀行取締役会決議 No.57/3/1996 及び中央銀行法第 122 条において UAE 国外で登記された金融機関を代理する機関で、UAE の国内法によってライセンスを獲得したものを指す。2010 年 12 月で外国銀行の代理店は 102 店に達した。外国銀行の代理店が、ドバイ国際金融センター（Dubai International Financial Centre）での運営を行う場合は、ほとんど制限がないが、UAE 国内での運営を行う場合は会社の形態に制限がある。したがって、外国銀行の支店や代理店は有限責任会社として位置づけられている。

住宅金融組合や保険会社などといった上記にある 8 つの業態以外の金融機関は中央銀行の管轄下には入らない¹²。一般的に株式会社や有限責任会社などであれば、現地資本を 51%以上必要としていることから、外国の保険会社が UAE 国内で事業を展開するには、現地とのパートナーシップ契約を結ぶか、委託する必要がある。このように、UAE では国内企業と外資系企業が営業するにあたって会社形態が明確に区分されている。

また、UAE 国内の銀行業をめぐる法的枠組みは、中央銀行法だけではない。中央銀行法にくわえて、1993 年連邦法第 18 号の商取引法においても第 3 編の第 371 条から第 477 条において銀行業に関する規定がなされている¹³。この商取引法第 3 編は 6 部からなり、銀行業に関する規定の構成は以下の表 7 に示したようになる。

¹² 中央銀行の管轄下に入らない金融機関として、興業銀行や住宅金融組合といった特別な金融機関、アブダビ投資庁のような行政の投資機関、アブダビ開発基金などの開発機関なども含まれる。これらの機関は各首長国が個別に管理しているため、連邦全体の金融、通貨政策に携わる中央銀行の管轄から外れることとなる。たとえば、アブダビ開発基金は 1971 年にアブダビ政府によって、アブダビと結び付きのある国家を経済的に支援する機関として設立された。このように、特定の首長国の公益に関わる金融機関は、中央銀行の管轄から外れる。

¹³ 商取引法は 1985 年連邦法 5 号によって制定され、1993 年に改正された。

表 7 「商取引法第 3 編」の構成

第 3 編		銀行業
(第 1 部)	第 1 章 (第 371 条～第 379 条)	銀行の預金
	第 2 章 (第 380 条～第 389 条)	銀行取引
(第 2 部)	(第 390 条～第 408 条)	当座預金
(第 3 部)		銀行信用
	第 1 章 (第 409 条～第 410 条)	銀行ローン
	第 2 章 (第 411 条～第 419 条)	銀行保証状
	第 3 章 (第 420 条～第 427 条)	口座の開設
	第 4 章 (第 428 条～439 条)	荷為替信用状
(第 4 部)		コマーシャル・ペーパー (CP)
	第 1 章 (第 440 条～第 443 条)	割引
	第 2 章 (第 444 条～第 445 条)	引受手形
	第 3 章 (第 446 条～第 449 条)	CP の委任
(第 5 部)		金融商品取引
	第 1 章 (第 450 条～第 457 条)	不動産金融商品を裏づけとした金融商品
	第 2 章 (第 458 条～第 466 条)	金融商品の預入
(第 6 部)	(第 467 条～第 477 条)	保護預り

〔出典〕 Federal Law No (18) of 1993 Issuing the Commercial Transaction Law をもとに筆者作成

なお、商取引法第 3 編の第 4 部で明記されているコマーシャル・ペーパー (CP) に関する規定は、商取引法第 4 編において制定されている。この第 4 編では為替手形の振出、譲渡、支払約束、引受、支払期日などに関する規定がなされている。

3. UAE のイスラーム金融

1) UAE におけるイスラーム金融の沿革

UAE では 2010 年の時点で、以下の表 7 に示してある 8 行のイスラーム銀行が営業している。設立当初からイスラーム銀行であったものから、従来型銀行から転向したものもある。

表 8 UAE で営業しているイスラーム銀行

設立年	銀行名
1975 年	ドバイ・イスラーム銀行 (Dubai Islamic Bank)
1997 年	アブダビ・イスラーム銀行 (Abu Dhabi Islamic Bank)
2002 年	シャルジャ・イスラーム銀行 (Sharjah Islamic Bank) ¹⁴
2004 年	エミレーツ・イスラーム銀行 (Emirates Islamic Bank) ¹⁵
2007 年	ドバイ銀行 (Dubai Bank) ¹⁶
2007 年	ヌール・イスラーム銀行 (Noor Islamic Bank)
2008 年	アル=ヒラル銀行 (Al Hilal Bank)
2008 年	アジュマーン銀行 (Ajman Bank)

[出典] 各銀行の HP より筆者作成

世界で最初のイスラーム銀行であるドバイ・イスラーム銀行は 1975 年にドバイ首長令によって設立が許可され、先述したエミレーツ NBD 銀行と同様に、1984 年の会社法によって株式会社として位置づけられている。2010 年におけるイスラーム銀行資産は 2,620 億ディルハム（ドバイ銀行の資産統計は含まれない）近くあり、UAE の全ての銀行資産のおよそ 15%を占める [EBAb 2010]。イスラーム銀行以外の金融機関については 2010 年時点で、イスラーム投資会社が 10 社、イスラーム金融の保険であるタカフルを扱う会社が 10 社となっている [CIBAFI 2010: 5]。

2) イスラーム銀行の制度的枠組み

イスラーム金融では利子を禁止しており、従来型金融では利子の運用が活発になされていることから、UAEの金融制度において利子がどのように扱われているのか触れておく。そもそも、1985 年連邦法第 5 号（旧商取引法）の第 714 条によって、利子が使われた取引は無効であることが示されていた。ところが、この旧商取引法の改正法である 1987 年連邦法第 1 号によって、利子の生じる商取引は旧商取引法の適用除外が規定され、最終的に 1992 年連邦法第 11 号（民事手続法）によって、一般的に利子を禁じた全ての法律の効果を消滅

¹⁴ 1975 年に National Bank of Sharjah として設立し、2002 年にイスラーム銀行へ業態転換した。

¹⁵ 2004 年から従来型銀行であるエミレーツ NBD 銀行のイスラーム銀行部門として設立された。

¹⁶ 2002 年に従来型銀行として設立され、2007 年にイスラーム銀行へ業態転向した。2011 年 10 月 11 日付けの [GN]にてエミレーツ NBD 銀行に買収されることが報道された。

させ、実質的に利子は合法とされている [Hasan 2010: 91] ¹⁷。くわえて、1993 年の商取引法において、利子を運用することが明記されている。ゆえに、UAE金融制度において利子の運用は合法であることがわかる。このことから、UAE金融制度が従来型金融を前提とした法的枠組みを有していることがうかがえる。したがって、従来型金融を前提とした法的枠組みを持つ金融制度とイスラーム金融の法的枠組みを差異化する金融制度を知る必要がある。

現在、イスラーム金融機関を特別に監督する金融制度は確立されていない。全てのイスラーム銀行、金融機関及び投資会社の監督制度は、従来型金融と同じく中央銀行の監督下にある。UAEで登記された 8 行のイスラーム銀行は全て商業銀行として、業務分野規制の対象とされており、他のイスラーム金融機関も従来型金融機関と同列に扱われている。シャリーアを遵守するイスラーム銀行と従来型金融を区別するためにイスラーム金融法が発行されたが、施行されていないのが現状である ¹⁸。しかし、銀行業の取引を含む商取引に関する規定を設けた旧商取引法（1985 年連邦法第 5 号）が制定された直後にイスラーム金融法（1985 年連邦法第 6 号）が制定された。このことから、イスラーム金融がUAEの金融制度においてどのように差異化されているのか把握することができると考えられる。したがって、UAE政府がイスラーム銀行を従来型金融とどのように区別しているのかをみるためにも、イスラーム金融法の構成を考察する。

第 1 条ではイスラーム銀行、金融機関及び投資会社は、イスラーム法との適合性がある経営を行うことを会社の定款に明記することが求められている。実際、定款だけでなく、イスラーム法との適合性をもたせるために、各銀行が設置しているシャリーア諮問委員会の判断によってイスラーム法との適合性を判断している。

くわえて、第 2 条において、以下の 4 項が規定されている。

1. イスラーム銀行、金融機関及び投資会社は、UAE に設立され、UAE 国内法の管轄下で運営すべきである
2. これらの銀行、機関及び会社は、この法律に記載されていない規定について、1980 年連邦法第 10 号（中央銀行法）の規定及び 1984 年連邦法第 8 号（会社法）も遡及的に適用され、その他の設立法、規制や普及している行為に関しても同様に適用すべきである
3. これらの銀行、機関及び会社は、株式会社として組織され、先にも述べているように 1984 年連邦法第 8 号（会社法）の規定にしたがって設立されるものとする。これらの銀行、機関及び会社は 1980 年連邦法第 1 号（産業関係法）の規定にしたがって、中央銀行の認可、監督及び検査の対象となり、これらの規定に反しないことが求められる

¹⁷ ただし、遡及的にこの法律は適用されることはない。実際、アブダビ最高裁では 1970 年に制定された首長法を根拠として、利子を付与する契約は無効であるという判決が出された [Tamimi 2000]。

¹⁸ 筆者が 2011 年 6 月～7 月に行った臨地調査によって、イスラーム金融法にあたる 1985 年連邦法第 6 号が、UAE の大統領によって審理されたものの、内閣によって承認されていない実態が明らかとなった。

4. 設立に関わる規定を除いて、先の事項で定められた条項は外資系イスラーム銀行、金融機関及び投資会社の本店及び全ての支店や代理店に対して適用される

したがって、イスラーム銀行、金融機関及び投資会社は、イスラーム金融法に規定されていない条項に限り、中央銀行法と会社法をはじめとする既存の法律が適用されると明記している。つまり、イスラーム金融法で具体的にどの条項が適用除外となるか明記され、それ以外の事項に関しては、シャリーアと抵触することがない限りにおいて、既存の法律を適用する構造となっている。実際、ドバイ・イスラーム銀行をはじめとするイスラーム銀行は、会社法上の株式会社の形態を採用し、1980 年の中央銀行法の規定に則して中央銀行への業務報告、会計監査を受けるなどして管轄下にある。また、外国で登記されたイスラーム金融機関は、設立に関する規定以外は、UAE の国内法に従うことも明記されている。

第 3 条の第 1 項では「イスラーム銀行は銀行業、商業、金融業、投資といったサービスや事業の全て、もしくは、一部を行う権利を持っている」と明記されている。また、イスラーム銀行は従来型銀行が行っている全てのサービスや事業にくわえて、1980 年連邦法第 10 号 (中央銀行法) の条項に規定されているものを行う権利を持つことも規定されている。同条項の 2 項では「イスラーム金融機関及び投資会社は貸付、信用貸付やその他の金融取引を実行する権利を持つ。またこれらの機関はイスラームのシャリーア法の規定にしたがって、既存もしくは展開中の事業に参加し、移動可能な自己資金による投資や投資を目的として預金を受け取ることができる」と規定している。

第 4 条では、中央銀行法の第 90 (a)、(b) と第 96 条 (e) をイスラーム銀行、金融機関及び投資会社に加え、これと同様の事業を展開する外資系の機関に対して適用除外することが明記されている。中央銀行法第 90 (a)、(b) は金融機関が物品の売買に携わることを禁じており、第 96 条 (e) は、銀行の利子について規定している。しかし、イスラーム金融のスキームでは、ムラーバハのように、銀行が顧客に代わって商品を購入し、それを顧客に転売するといった一種の売買が行われる。そのため、このような適用除外の措置が明記されたことが考えられる。また、イスラーム法では利子は禁じられているため、中央銀行法第 96 条 (e) は適用除外となったことがわかる。

第 5 条では、シャリーア高等機関 (High Shari'a Authority) を司法省の管轄下に設置し、イスラーム銀行、金融機関及び投資会社で、金融商品とシャリーアの適合性を判断するシャリーア諮問委員会を統括することを規定している。

第 6 条では、「各イスラーム銀行、金融機関及び投資会社の各条項及び定款は、明確に自らの取引や実践がイスラームのシャリーア法の原理や規定と適合性を判断するシャリーア諮問委員会は最低 3 名によって構成されることを規定すべきである。これらの機関 (の設立) に関わる会社の各条項には、この諮問委員会が構成される方法、この諮問委員会がどの任務を果たし、その他に委託する方法について決定すべきである」と明記されている。またシャリーア諮問委員会の構成員の名前を事前に第 5 条に規定しているシャリーア高等機関に報告することとなっている。なお、UAE で営業しているイスラーム銀行には必ずシ

ャリーア諮問委員会が設置され運営されている。

第 7 条では、「イスラーム銀行、金融機関及び投資会社が 1976 年連邦法 7 号の規定によって会計検査院（State Audit Bureau）に従う場合、会計検査院の任務は事後監査のみに限定されるべきである。会計検査院はこれらの（イスラーム金融）機関が行う業務、またはこれらの（イスラーム金融）機関が実施する方策について干渉することは許されない」と規定している。したがって、従来型金融と同じ枠組みで会計監査が行われていることがうかがえる。

第 8 条では、「この法律が施行された時点で存在するイスラーム銀行、金融機関及び投資会社、外国のイスラーム銀行、金融機関及び投資会社の支店や事務所も含めた機関は、この法律が施行された日から一年以内に自らの身分をこの規定に一致させること」と明記している。

第 9 条は「UAE 国内の大臣や行政機関は、各自の管轄権においてこの規定を履行すること」、第 10 条は「この法律は内閣府によって発行され、発行された日から効力を発するものとする」という規定されており、イスラーム金融法が施行し効力を持つには内閣府による承認が必要である。イスラーム金融法の条項は以上の 10 条によって構成されている。

このイスラーム金融法はまだ法的効力を有していないものの、近年中央銀行によってイスラーム銀行に関する政策を積極的に進めるようになってきている。たとえば、2010 年 11 月に中央銀行が主導で、イスラーム銀行間の流動性確保のためにイスラーム預金証明書の扱いを行った¹⁹。また、イスラーム金融に関する講習を政府関係者や銀行員を対象に開くなどしている²⁰。

4. まとめ

本稿は UAE 国内の銀行制度に焦点をあて、イスラーム銀行が既存の法体系においてどのように位置づけられているのかイスラーム金融法をもとに考察した。UAE 中央銀行による規制監督制度は会社法、中央銀行法や中央銀行取締役会決議などによって法的枠組みが構築されている。この法的枠組みの中で、UAE 国内のイスラーム銀行は、従来型金融と区別されることなく UAE の商業銀行として位置づけられている。ここで問題となるのは、商業銀行の法的枠組みは中央銀行法、商取引法及び会社法であり、中央銀行法第 90 条の商業銀行に禁止されている行為にイスラーム金融が行う業務が UAE の国内法と抵触することになる。これに対して、イスラーム銀行の商取引を合法化するために、特定の条項を適用除外とすることがイスラーム金融法第 4 条で明記してあった。このことからイスラーム金融法は、イスラーム金融の位置づけや従来型金融制度との差異がどこにあるのかを示しているといえる。

¹⁹ 2010 年 11 月 14 日付け中央銀行公報より

²⁰ 2011 年 4 月 10 日付けの中央銀行公報より

くわえて、イスラーム金融法では、イスラーム法との適合性を確保するために、シャリーア諮問委員会の設置やそれらを監督するシャリーア高等機関の設置に言及するなどし、従来型金融にはない独自の法制度を確立する指針を示している。従来型金融では既存の法制度によって規制監督が行われるのに対して、イスラーム銀行は従来型金融が管轄される部分とそれ以外のイスラーム法によって管轄される部分に分けられ、イスラーム法に関わる範疇は従来型金融とは分離された構図がみえてくる。ただ、イスラーム金融法が施行されていないために、明確にイスラーム銀行は行政上区別されていない。これに対して、イスラーム銀行はイスラーム金融機関会計監査機構（Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions, AAOIFI）などといった各銀行のシャリーア諮問委員会やイスラーム金融機関同士の国際的な連携によって、従来型金融制度の中で、イスラーム法との適合性を保つための努力をしていることがうかがえる。

本稿では連邦法を中心とした UAE 全体の銀行制度においてイスラーム銀行の法的枠組みを示した。そこで、今後の課題として近年外資系イスラーム銀行が多く参入し、台頭し始めているドバイ国際金融センターなどといった特別区について分析し、さらに包括的な考察をしたいと思う。

謝辞

本稿のワーキングペーパーとしての印刷には、京都大学 GCOE プログラム「生存基盤持続型の発展を目指す地域研究拠点」から援助をいただいたことに、心から感謝を申し上げる。

参考文献

- 長岡慎介. 2011. 『現代イスラーム金融論』名古屋大学出版会.
- . 2010. 「中東アラブ諸国における民間部門発展の歴史的沿革—中東湾岸諸国の銀行部門の分析から」『中東アラブ諸国における民間部門の発展』（研究双書）土屋一樹（編）アジア経済研究所: 107-133.
- 齋藤純. 2009. 「GCC 諸国イスラーム金融機関の資金調達と投資行動」『イスラーム金融のグローバル化と各国の対応』（調査研究報告書）福田安志（編）アジア経済研究所: 29-49.
- Hasan, Z. 2010. “Regulatory Framework of Shari’ah Governance System in Malaysia, GCC Countries and the UK,” *Kyoto Bulletin of Islamic Area Studies* 3（2）, pp.82-115.
- Tamimi, H. 2000. “Interest under the UAE Law and as Applied by the Courts of Abu Dhabi,” *Arab Law Quarterly*, 17（1）, pp.50-52.
- Wilson, R. 1983. *Banking and Finance in the Arab Middle East*. Surrey: Macmillan Publishers.
- Presley, J.R. and R. Wilson. 1991. *Banking in the Arab Gulf*. London: Macmillan Academic and Professional.

法令

Union Law No (2) of 1973 establishing the United Arab Emirates Currency Board

Federal Law No (7) of 1976 on the establishing of the State Audit Bureau

Federal Law No (1) of 1980 on Regulations of Industrial Affairs

Union Law No (10) of 1980 Concerning the Central Bank, the Monetary System and Organization of Banking

Federal Law No (8) of 1984 As Amended by Federal Law No (13) of 1988, Federal Law No (15) of 1988 Commercial Companies Law

Federal Law No (5) of 1985 Regarding Commercial Transactions

Federal Law No (6) of 1985 Regarding Islamic Banks, Financial Institutions and Investment Companies

Federal Law No (1) of 1987 Concerning Civil Transactions Law

Federal Law No (11) of 1992 Issuing the Civil Procedures Law

Federal Law No (18) of 1993 Issuing the Commercial Transaction Law

中央銀行取締役会決議

The Central Bank Board of Directors Resolution No.21/2/88

The Central Bank Board of Directors Resolution No.123/7/1992

The Central Bank Board of Directors Resolution No.168/8/94

The Central Bank Board of Directors Resolution No.164/8/94

The Central Bank Board of Directors Resolution No.126/5/95

The Central Bank Board of Directors Resolution No.58/3/96

The Central Bank Board of Directors Resolution No.57/3/1996

The Central Bank Board of Directors Resolution No.165/6/2004

インターネット

CIBAFI: General Council for Islamic Banks and Financial Institution. 2010. *Islamic Finance in the GCC 2010*.

< <http://www.cibafi.org/Images/Attaches/201010244451299.pdf> > (2011 年 11 月 7 日閲覧)

EBAa: Emirate Banking Association. 2010. *Commercial Banks*.

< <http://www.eba-ae.com/files/d663c9cda09f1a7ebefc6d2da7c303bc.pdf> > (2011 年 11 月 5 日閲覧)

——b. 2010. *Islamic National Banks*.

< <http://www.eba-ae.com/files/754c97dfb523ca79b93bcf6edb73a3f5.pdf> > (2011 年 11 月 10 日閲覧)

CBUA Ea: Central Bank of United Arab Emirates. *History of the Central Bank of UAE*.

< http://www.centralbank.ae/en/index.php?option=com_content&view=article&id=148&Itemid=106 >

(2011 年 11 月 4 日閲覧)

——b. *Automated Teller Machines Statistics in the UAE*.

< http://www.centralbank.ae/en/pdf/dataroom/2010_ATM_Statistics.pdf > (2011 年 11 月 4 日閲覧)

——c. *Organization & Development*.

< http://www.centralbank.ae/en/index.php?option=com_content&view=article&id=147&Itemid=109 >

(2011 年 10 月 29 日閲覧)

GN: Gulf News. <

<http://gulfnews.com/business/banking/emirates-nbd-takes-over-dubai-bank-1.889634>> (2011 年 11 月 14 日閲覧)

JETRO (ジェトロドライブ事務所) . 2009 「アラブ首長国連邦 (UAE) における法人形成」 <

http://www.jetro.go.jp/jfile/country/ae/invest_09/pdfs/010014530309_004_BUP_0.pdf> (2011 年 11

月 7 日閲覧)